大田市告示第128号

大田市中小企業等活性化総合支援事業補助金交付要綱(平成17年大田市告示第94号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

大田市長 楫 野 弘 和

第2条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 経済産業省により選定された地域未来牽引企業 第2条第2項を次のように改める。
- 2 この要綱において「地域未来牽引企業支援事業」とは、経済産業省により選定された地域未来牽引企業に対して、付加価値の創出や地域経済への波及効果を図るため、販路拡大等に取り組む経費を助成する事業をいう。

第4条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。 第5条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第8条及び第10条中「「しまね地域未来投資促進支援事業」を除く」 を削る。

附則第4項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

別表(第3条関係)

70.00	1		
補助事業の	補助事業の内容	補助対象経費	補助率及び限度額
名称			
1 新商品	事業者が市内の地域	原材料等購入費、機械装置又は工具	当該補助対象経費
開発チャ	資源を使った6次産業	器具等の購入費、試作、改良、借用	の3分の2以内、限
レンジ支	化、農商工連携又は異	又は修繕に要する経費、外注加工	度額30万円
援事業	業種連携により、売れ	費、技術指導受入れ費、検査費、研	

l		る商品づくりの前段	 修費、旅費宿泊費(1名分)、会場	
		階として商品の開発	 使用料、デザイン委託費、デザイン	
		に取り組む経費	 購入費その他市長が特に必要と認	
			 める経費	
2	地域未	事業者が付加価値の	■ 原材料等購入費、機械装置又は工具	当該補助対象経費
	来牽引企	創出や地域経済への	 器具等の購入費、外注加工費、技術	の2分の1以内、限
	業支援事	波及効果を図るため、	 指導受入れ費、デザイン委託費、デ	度額30万円
	業	販路拡大等に取り組	ザイン購入費、広告宣伝費、旅費宿	
		む経費	 泊費(1名分)その他市長が特に必	
			要と認める経費	
3	産業財	事業者が新規性のあ	出願費用、弁理士費用、書類作成費、	当該補助対象経費
	産権取得	る商品の特許、実用新	通信費、先行技術調査費その他市長	の2分の1以内、限
	支援事業	案、商標、意匠登録等	が特に必要と認める経費	度額15万円
		に要する経費		
4	販路開	展示会・商談会への出	出展料、展示装飾、宣伝用印刷物の	当該補助対象経費
	拓支援·	展や通販サイト立ち	 デザイン委託費、宣伝用印刷物のデ	の3分の2以内、限
	販売促進	上げ等の新たな販路	ザイン購入費、出品物運搬料、旅費	度額30万円
	支援事業	開拓や販路拡大に要	宿泊費(1名分)、通販サイト立ち	
		する経費	上げ委託費その他市長が特に必要	
			と認める経費	
5	商品パ	事業者が市内の地域	機械装置又は工具器具等の購入費、	当該補助対象経費
	ッケージ	資源を使った商品又	試作、改良、借用又は修繕に要する	の3分の2以内、限
	改良支援	は市内の地域資源のP	経費、広告宣伝費、外注加工費、技	度額20万円
	事業	Rを目的とした商品の	術指導受入れ費、デザイン委託費、	
		パッケージ改良等に	デザイン購入費その他市長が特に	
		取り組む経費	必要と認める経費	
6	HACCP	「HACCPに基づく衛	機械装置又は工具器具等の購入費、	当該補助対象経費
	等導入支	生管理」又は「HACC	 専門家委託費、研修費、設計費、工	の2分の1以内、限
	援事業	Pの考え方を取り入れ	 事費、旅費宿泊費(1名分)その他	度額20万円
		た衛生管理」に取り組	市長が特に必要と認める経費	

		む経費	(原則、民間団体によるHACCP認	
			定取得に係る経費は対象外。ただ	
			し、食品の製造過程の管理の高度化	
			に関する臨時措置法 (平成10年法律	
			第59号)による指定認定機関が定め	
			る業界団体認証取得に係る経費は	
			対象とする)	
7	アナゴ	アナゴの魅力を発信	原材料等購入費、会場使用料、通信	当該補助対象経費
	ブランド	し、市内経済活動の活	運搬費、広告宣伝費、印刷製本費、	の3分の2以内、限
	化事業	性化に取り組むイベ	旅費宿泊費(1名分)その他市長が	度額10万円
		ント等に要する経費	特に必要と認める経費	
8	ブラン	事業者の連携による	研修費、通信運搬費、広告宣伝費、	当該補助対象経費
	ド構築支	食を主体とした新た	印刷製本費、会場使用料、旅費宿泊	の3分の2以内、限
	援事業	なブランドづくりに	費(1名分)、デザイン委託費、デ	度額30万円
		取り組む経費	ザイン購入費その他市長が特に必	
			要と認める経費	
9	外国人	市内等に居住する外	デザイン委託費、デザイン購入費、	当該補助対象経費
	市内消費	国人の地域内消費促	印刷製本費、翻訳費、備品購入費、	の2分の1以内、限
	拡大支援	進に取り組む経費	広告宣伝費その他市長が特に必要	度額5万円
	事業		と認める経費	

様式第1号中「印」を削る。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号 削除

様式第4号の2、様式第7号及び第11号中「印」を削る。

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改 正規定は、令和3年3月31日からから施行する。